

令 2 廃リ 対 策 第 1 4 9 号  
令和 2 年(2020 年) 5 月 1 8 日

一般社団法人山口県産業廃棄物協会会長 様

山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課長

新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する  
法律施行規則の特例を定める省令の施行について (通知)

本県の廃棄物行政の推進につきましては、平素から格別な御配意を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 2 条の 3 第 7 項に基づく産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の交付等に関する報告書の提出期限について、当該通知の記三にあるとおり、令和 2 年度中の提出については、1 0 月 3 1 日まで期限を延長します。

つきましては、貴会員への周知をお願いいたします。

(参考)

○廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策の実施等について(山口県 HP)

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/11haikibutsu/kansensho.html>

産業廃棄物指導班 中田

TEL : 083-933-2988 FAX:083-933-2999

E-mail : a15700@pref.yamaguchi.lg.jp